

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書(概要)

公表日:令和7年1月17日

評価 機関	名称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所在地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和6年6月17日
	訪問調査日	令和6年9月12日
	評価結果の確定日	令和6年12月22日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1)事業者概況

事業所名称	どうえん向島認定こども園	種別	幼保連携認定こども園		
事業所代表者名	施設長 竹本 朋樹	開設年月日	平成31年4月1日		
設置主体	社会福祉法人 広島県同胞援護財団	定員	225人	利用人数	197人
所在地	〒722-0073 広島県尾道市向島町5208番地1				
電話番号	0848-20-6303	FAX番号	0848-20-6305		
ホームページアドレス	https://www.dohen.or.jp/mukaishima/				

(2)基本情報

サービス内容(事業内容)	事業所の主な行事など
○ 0歳児(生後8週目～)から5歳児の保育	毎月:避難訓練、身体測定、誕生会
○ 延長保育(早朝、夕方)	月3回:英会話(3～5歳児クラス)、月2回:スイミング
○ 乳児保育/預かり保育/一時保育	入園式、卒園式、親子遠足、学区夏祭り、運動会、保育参観

居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○ 保育室 12 室	○屋内遊戯室 1か所 ○相談室 1か所
○ 乳児室 1 室	○屋外遊戯室 1か所 ○会議室 1か所
○ 一時保育室 0 室	○絵本室 1か所 ○事務室 1か所
○ 子育て支援室 1 室	○その他
○ 保健(医務)室 1 室	トイレ(7か所)、調理室(1か所)、プール(1か所)

職員の配置

職種	人数(うち常勤の人数)	職種	人数(うち常勤の人数)
園長(所長)	1人(1人)	嘱託医	2人(2人)
主任保育士	1人(1人)	看護師	人(人)
保育士	20人(14人)	事務員	1人(1人)

Ⅱ. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

どうえん向島認定こども園は、社会福祉法人広島県同胞援護財団が広島県内に5事業所14施設を展開する総合福祉サービス事業のひとつで、平成31年に尾道市から運営移管を受けた園で、現在は197名の園児が在籍し、理念である「真心」「信頼」「安心」を掲げ質の高いサービスと働く人の満足を基本方針として運営されています。園庭は500㎡を超える広さで青空のもと日差しと風を感じながら外遊びができ、園内は木目を活かした内装と幅広い廊下と大きな窓があり明るい生活空間設計となっています。

園では、子どもと保育教諭は名前呼び合い「ひとりの人格を備えた子ども」と「一人の個性を持った保育教諭」として向き合い信頼関係を築かれています。また園庭の一面を使用し野菜作りに挑戦したり、子ども図書館への散歩、船の乗船、近隣の小学校との連携を深めるなど、向島の立地を活かしながら子どもの心身の成長とスムーズな進学へのサポートをされています。

福祉サービス第三者評価は初めての受審ですが、令和5年度は模擬的に第三者評価基準:保育所版を職員全員で自己評価をされ課題に対して取り組み、残された課題に対しては令和6年度の事業計画に反映されるなど、日々サービスの向上を目指されています。

◎特に評価の高い点

- (1) 人権研修等で職員が一人ひとりの子どもを尊重した保育について共通理解をし、子どもの気持ちやペースを大切に「無理のない保育」を行うように取り組んでおられます。また「入園のしおり」に子どもの呼び方や先生を〇〇さんと呼ぶことを明記されており、多様性を受け入れながら、子ども達にも「男女」の決め付けにならないよう日々の保育の中で実践をされています。【管理運営編No.19/子供を尊重する姿勢①】
- (2) 入園のしおりは保護者が理解しやすいように絵や写真を随所に使用し工夫されています。また、入園時にどの職員が対応しても統一した説明ができるよう、ポイントを押さえた説明用ガイドブックを作成され活用されています。【管理運営編No.30/サービス提供の開始②】
- (3) 園全体が明るく広々としていて、園舎に入ると木目の温かな空間が広がっています。教室や廊下は採光も十分で、清潔を保たれています。乳児クラス専用の小園庭もあり、安全で心地よく過ごせる工夫がされています。【サービス編No.15/空間の確保】
- (4) アレルギー疾患の除去食対応の子どもについては、保護者、担任、栄養士で三者面談を行い、除去内容と提供方法を確認し、食器の色を分けて提供するなど、適切な対応がされています。また、その日の献立や量は離乳食の各時期と、1歳児・4歳児のサンプルを展示食で示されています。【サービス編No.13/子どもの状況に応じた食事の提供】

◎特に改善を求められる点

- (1) 組織の理念や基本方針は明文化されていますが、それを実現するための3～5年間の具体的な取り組みを示すものが策定されていませんでした。設備や今後の少子化や保育士不足を含め園の存続についての考えは持たれているので、変化する環境に対応するためにも中・長期計画を作成され、職員全員が同じ方向を向いて段階的に取り組まれることが期待されます。【管理運営編No.3/中・長期的なビジョンと計画の明確化】
- (2) ボランティアの受け入れマニュアルは作成されていましたが、学生のボランティアに限定されていました。事業所と地域とのより良い交流のために、幅広い年代のボランティアを対象にし事業所側の受け入れる姿勢や体制を明確にしておくことで地域との関係性を構築できます。ぜひ「島の宝」としての子どもの存在が地域へ浸透するよう整備されることを提案します。【管理運営編No.16/地域との関係】
- (3) 保育課程の全体的な計画は、様式や立案方法、書き方なども統一されていますが、指導計画やその他の計画との整合性がとれていない内容もあるようです。定期的に評価及び見直しを行い、更なる保育の充実を期待します。【サービス編No.4/保育課程 No.5/指導計画】
- (4) プールは実施しないという方針をお持ちですので、実施しない理由を子どもや保護者に説明しておくことをお勧めします。【サービス編No.17/保育環境の整備】

Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受審することにより、当園の課題や強みについて、客観的に知ることができた。いただいたご意見を基にさらなる保育の質の向上を目指し、利用者、地域、働く職員に選ばれる施設を目指したい。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編：どうえん向島認定こども園

1 福祉サービス (法人または事業所)	(1)理念・基本方針 自己評価：NO.1-2	法人の理念である「真心・信頼・安心」を大切にされ、玄関や事務所をはじめ、園内の各所に掲示されています。また、理事長が講師となって理念研修を実施し、職員へ周知徹底を図るとともに、全職員が理念ハンドブックを所持し、毎月の園内職員会議で理念の唱和を行い浸透に努められています。保護者には理念が明記されている入園のしおりを配布するとともに、創設の精神、教育保育目標等はクラスに掲示され、周知に努められています。
	(2)計画の策定 自己評価：NO.3-4	法人理事を中心とした幹部メンバーにおいて「みらいプロジェクト」として、法人の中・長期的なビジョンの策定をされているとのこと。 事業計画は、前年度の事業計画の評価や保護者アンケート、地域住民の要望や意見を反映させた計画策定をされています。また、事業計画の内容は、年度初めに職員会議などで説明し、共有され、その内容を汲み取って保育計画に反映されています。 ◎組織の理念や基本方針は明文化されていますが、それを実現するための3～5年間の具体的な取り組みを示すものが策定されていませんでした。設問では設備や今後の少子化や保育士不足を含め園の存続についてのイメージは持たれていましたので、変化する環境に対応するためにも中・長期計画を作成され、職員全員が同じ方向を向いて段階的に取り組まれることが期待されます。
	(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：NO.5-6	各職員に組織図と職務分掌表を配付し、園長自らの役割と責任について文書化されています。園長は専門誌の購読や社会福祉管理者研修を受講するなど、管理者としての必要な知識を習得し、保育に関する社会の動向等について情報収集され職員との共有にも努められています。さらに、定期的に職員面談を実施し、働きやすい環境作りのために、職員から意見や課題を汲み上げるよう努められています。
2 組織(法人または事業所)の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：NO.7-8	尾道市ホームページや保育ナビ等から保育に関する動向を把握し、地域の人口減に伴う、子どもの人数を定期的に確認されています。これらの情報を基に、園児の受け入れ人数や職員の配置などを検討し、事業計画に反映されています。園の経営状況の分析や改善すべき課題については、職員会議等で共有し、監査法人や顧問税理士から助言、指導を受けられています。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：NO.9-12	法人事務局の採用課と連携しながら、園での必要な人材確保や職員体制に関する基本的な方針を明確にされています。職員との定期的な面談や年2回の人事考課で、職員一人ひとりの目標や課題を確認し、進捗状況を確認されています。サービス部門ごとに抽出された課題は、研修を実施するなどし、解決に向けて取り組まれています。職員の就業状況は勤怠システムで確認し、同法人の保育サービス部門施設長会で共有し、課題の把握と改善に向けて協議されています。職員のキャリア形成については、各種研修の受講をすすめたり、関連資格取得の助成をする等して、質の向上に向けて取り組まれています。また、実習生受け入れは、実習担当責任者を配置し、実施方法等のマニュアルが整えられています。 ◎研修参加後に研修報告書が回覧されていますが、今後は職員会議等で発表する機会を設け、人材育成の観点から全職員で共有する仕組みを整えられることを提案します。
	(3)安全管理 自己評価：NO.13	危機管理に関するマニュアルを整備し、全職員に緊急連絡網、チェックリストと共に配付し、共有されています。また、実際に園内で発生した事故やヒヤリハット事例の場所を「危険箇所マップ」上に示すとともに、事故事例、ヒヤリハット等については、報告書作成し、全職員に回覧するとともに、発生要因の分析と再発防止策の検討をされています。
	(4)設備環境 自己評価：NO.14-15	園舎は木のぬくもりを感じさせる広々とした作りとなっており、園庭や保育室、遊戯室、廊下などは十分なスペースを確保し、自由に活動できる環境となっています。各教室には室温・湿度計、空気清浄機があり、快適に過ごせる工夫がされています。さらに薬剤師による採光、空気検査を年に1度実施されています。 ◎清掃は、担当表を決めて実施され、園長が見回りもされているとのことですが、エビデンスになるようなチェック表を作成されることを提案します。

<p>2 組織 (法人または事業所の) 運営管理</p>	<p>(5)地域との交流と連携 自己評価：NO.16</p>	<p>地域の福祉まつりや商工会等の行事や活動に参加され、地域のひとと園児が関わる機会を作られています。ボランティアの受け入れマニュアルを作成されているようですが、受け入れは少ないようです。 ◎ボランティアの受け入れマニュアルは作成されていましたが、学生のボランティアに限定されていました。事業所と地域の方々のより良い交流のために、幅広い年代のボランティアを対象にし事業所側の受け入れる姿勢や体制を明確にしておくことで地域との関係性を構築できます。ぜひ「島の宝」としての子どもの存在が地域へ浸透するように整備されることを提案します。</p>
	<p>(6)事業の経営・運営 自己評価：NO.17-18</p>	<p>制度に関する意見や意向を園として伝えるため、尾道市保育連盟施設長会議に2、3か月ごとに参加し、情報や意見交換をされています。 財務諸表については、法人のホームページで公開し、福祉・保険・医療情報WAMNETにもリンクできるようにされています。</p>
<p>3 適切な福祉サービスの実施</p>	<p>(1)利用者本位の福祉サービス 自己評価：NO.19-24</p>	<p>一人ひとりの子どもを尊重した保育を行うため、理念・基本方針にも明確に示し、子どものペースを見ながら「無理のない保育」の実践を心がけられているとのことです。人権への配慮や虐待、不適切保育については、園内で話し合う機会を設けたり、研修を受講するなどして、職員の意識向上に努められています。子ども同士の間で「この色は男の子の色、女の子の色」という揉めごとがあり、男性保育教諭がピンク色の服を着て見せる等の対応をし、性差への固定的な観念を持たないよう、自然に教育されたり、園内では先生と呼ばず、さん付けで呼ぶようにし、子供の立場を尊重した保育に取り組まれています。子どもの個人情報やプライバシーを守るために、規定やマニュアルを整備し、入園のしおりにも記載されています。保護者の意向を把握するため、アンケートを実施する他、クラス懇談会や個人懇談を実施されています。アンケートは課題分析を行い、改善が必要な内容については、園で検討し改善に向けて具体的に取り組まれています。アンケートの内容や改善策については、園だより等で保護者に伝達しています。また、玄関ホールに「ご意見箱」を設置し、意見を述べやすい環境を整備されています。苦情解決の対応方法については、園内に掲示をされるとともに「入園のしおり」にも記載されています。苦情対応のマニュアルは用意されていますが、ここ数年、苦情は寄せられていないとのことです。その他、行事等への意見・提案等については、園内で協議し、その後の行事等に反映されています。</p>
	<p>(2)サービス・支援内容の質の確保 自己評価：NO.25-28</p>	<p>園では保育の質向上のため、第三者評価基準に基づき、自己評価を実施されていましたが、この度、初めて第三者評価を受審され、職員全員で取り組むことで、自らの保育サービスを客観的に振り返る機会となられたようです。受審結果はホームページ及びWAMNETにおいて公表予定とのことです。 日々の保育に必要なアレルギー対応、虐待防止、保健衛生、防災関係などの各種マニュアルを整備し、定期的に避難訓練や不審者対応訓練を行い、マニュアルは定期的に見直し、改定を行われています。子ども一人ひとりの状況を記載した「児童票」は記載方法のマニュアルを備え、全職員がシステムにより情報共有されています。 また、保護者から情報の開示を求められた場合は、規則に定められた手順によって、開示可能であることを伝えられています。</p>
	<p>(3)サービスの開始・継続 自己評価：NO.29-32</p>	<p>法人や園のホームページ及びパンフレットや入園のしおり等を丁寧に作成されており、写真やイラストを用いて、必要な情報をわかりやすく伝える工夫をされています。さらに園だより、食育だより、保健だよりを毎月発行し、日頃の園での様子は連絡アプリにより配信されています。また、入園時には入園のしおりを用いてサービス内容や留意事項等を保護者に説明をされ、説明者用にガイドブックを備え、どの職員でも保護者に同様の対応ができるよう工夫されています。契約の解除については重要事項説明書に記載があり、転園等の場合は、保護者の同意のうえ、必要な情報を提供する引継ぎ文書に加え、口頭でも説明されています。</p>

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：どうえん向島認定こども園

1 事業所運営の基本	(1)サービスの質の確保 自己評価：NO.1-3	<p>全職員が参加する職員会議(月1回)において伝達事項や情報を共有できるようにされています。担当者会議(週1回)では各クラスごとに必要な子どもの状況などを共有されています。職員会議に出席できない職員には会議録を回覧し、共有できるようにされています。</p> <p>職員が相談をしたい時には、まず主任保育教諭に相談し、必要に応じて、園長に助言を求める体制が整えられています。個人情報である児童票は、法人で統一した様式を使用し、書庫に保管されています。持ち出す際は他の職員に声掛けをして持ち出されているとのことです。</p> <p>◎児童票等の持ち出しの際はチェック表で管理するなど、事故防止策を検討されてはいかがでしょうか。</p>
2	(1)発達援助の基本 自己評価：NO.4-8	<p>保育課程の全体的な計画は、法人の保育部門で保育主任、保育書類担当者で見直しを行い、完成版を全職員に周知されたとのこと。指導計画(月案・週案)は園の保育主任、担当が中心となり、見直しを行い、様式のみならず、立案の仕方、書き方なども統一できるよう、記入例も作成し、全職員で共有、運用されています。指導計画(月案)は毎月、振り返りを行い、次案に活かされています。職員は子ども一人ひとりへの理解を深めるよう、できるだけ制止言葉を用いないよう注意し、子どもの気持ちを受け止め、寄り添うよう努められています。</p> <p>現在は、外国籍の子どもは在園されていないが、英語に触れたり、肌色の異なる人形等で、さまざまな人がいることを保育の中で伝えています。また、異年齢の交流は、一緒に行事に参加したり、戸外遊び時に交流できるよう声掛けを行うことで、年長児が乳児の靴を履かせるのを手伝ってくれるなど、自然に交流を図っています。無意識のうちに性差への先入観による固定的な概念を植え付けないために、職員研修を実施し、保育の場面においても、性による区別をしないよう、配慮されています。</p> <p>◎保育課程の全体的な計画は、様式や立案方法、書き方なども統一されていますが、指導計画やその他の計画との整合性がとれていない内容もあるようです。定期的に評価及び見直しを行い、更なる保育の充実を期待します。</p>
子どもの発達援助	(2)健康管理・食事 自己評価：NO.9-14	<p>子どもの健康管理に関するマニュアルを整備し、予防注射や既往症などを園と保護者で共有されています。また、年2回、健康診断や歯科検診を実施し、受診した記録は児童票に記録し、関係職員で共有するとともに保護者にも伝えられています。食育では、野菜嫌いを克服するため、園で栽培した野菜をおやつの中に練り込む等の工夫がされています。また、同法人の尾道市内4園の栄養士が定期的にWEB会議を行い、人気メニュー、不人気メニューの把握をされ、献立について話し合われています。年長児は「食育隊」という当番活動があり、食育ボードを作り、毎日、給食放送を行っています。アレルギー疾患の除去食対応の子どもについては、保護者、担任、栄養士で三者面談を行い、除去内容と提供方法を確認し、食器の色を分けて提供するなど、適切な対応がされています。また、その日の献立や量は1歳児・4歳児のサンプルを展示食で示されています。</p> <p>◎体験入園で給食の試食会を実施されています。今後は在園時の保護者を対象とした試食会も実施されてはいかがでしょうか。</p>
	(3)保育環境 自己評価：NO.15-17	<p>園全体が明るく広々としていて、園舎に入ると木目の温かな空間が広がっています。教室や廊下は採光も十分で、清潔に保たれています。乳児クラス専用の小園庭もあり、安全で心地よく過ごせる工夫がされています。子どもたちの遊具や荷物などもきちんと整理され、子どもたちの興味に合わせて、活動できるスペースも確保されています。気持ちの切り替えが難しい子どもは別室や事務室等で気分転換できるよう対応されています。園庭、室内ともに子どもの発達や興味に合わせた玩具や遊具が用意され、カリキュラムに縛られることなく、子どもたちの発想で自由な遊び方法を提供されています。</p> <p>◎プールは実施しないという方針をお持ちのようですので、実施しない理由を子どもや保護者に説明しておくことをお勧めします。</p>

<p>2 子どもの発達援助</p>	<p>(4)保育内容 自己評価：NO. 18-23</p>	<p>日常の保育の中であいさつの大切さを伝え、子ども同士の関わりの中でトラブルが生じた場合は、自分たちで解決するよう見守り、解決が難しい場合は相手の気持ちを考えたり、自分の気持ちを伝えてみるよう働きかけをされています。また、社会的ルールを習得するため、年中児から当番活動を積極的に行い、年長児は「お掃除隊」「お助け隊」「パトロール隊」などさまざまな当番活動を取り入れられています。子どもの持つ自主性を大切にしながら、保育の中で体操やリズム遊びを取り入れたり、戸外遊びで見つけた枝や葉っぱ、小石などを利用して制作活動も行われています。また、地域の特性から船に乗る体験などの機会を設けられています。</p> <p>乳児保育は、一人ひとりの生活リズムに合わせて、保育するよう配慮されています。特に離乳食は保護者、栄養士、職員で相談しながら提供できるよう連携を図っています。長時間保育の子どもには、おやつとお茶が用意され、異年齢の子ども同士で遊べるようにされています。また、障害者保育は、療養施設と連携しながら、クラスにおいても子どもたちの関わりあいに配慮されています。</p> <p>◎チェック項目はすべてでAですが、貴施設ではプール活動がないので、小学校へ入学してからが初めてのプールとなります。運動・体験の多様性や、小学校との連続性を考え、他の内容も含め、一層豊かな教育・保育の実践を図られることを期待します。</p>
<p>3 子育て支援</p>	<p>(1)保護者等への支援 自己評価：NO. 24-28</p>	<p>保護者と良好な関係を築くため、日頃の送迎時でのやり取りに加え、クラス懇談会、ICTを活用した連絡アプリ「きっずノート」で週3回、園での様子を配信し、園からの連絡もこのアプリを利用されています。</p> <p>保護者から相談を受ける際は、必要に応じて専用の相談室を利用しています。担任は内容によって、主任、園長、栄養士などから助言を受け、対応されています。虐待など不適切な養育が行われている可能性を感じた場合は、マニュアルに沿って、園長に報告し、尾道市子育て支援課、東部こども家庭センターと連携する体制を整えられています。また、療育機関に並行通園している子どもについては、訪問支援を利用し、情報共有をされています。</p>
<p>4 子どもの安全</p>	<p>(1)安全・事故防止 自己評価：NO. 29-31</p>	<p>食中毒や感染症に関するマニュアルを備え、子どもの手洗い場にポスターを貼って、感染症対策を呼びかけたり、保護者にはきっずノート(アプリ)で、感染症の発生状況などの情報提供をされています。給食担当職員の健康状態を確認するチェック表が給食室にあり、体温等を確認されています。また、事故や天災に備えたマニュアルを整備し、消防署が来園する避難訓練も実施されています。さらに、ライスクッキーなどの保存食を備えられています。</p> <p>不審者の侵入対策として、防犯カメラを数か所設置し、職員室で確認できるようにされ、職員室にはさすまも用意されています。</p>
<p>5 地域との関わり</p>	<p>(1)関係機関および地域との連携 自己評価：NO. 32-34</p>	<p>要保護児童の早期発見、保護のため、尾道市子育て支援課、東部こども家庭センターと連携をとり、情報提供できるようにされています。園と療育施設を行き来して過ごしている子については、各施設と連携し、支援体制が整えられています。</p> <p>地域の子育て支援として、在園児以外からの子育ての相談にも応じたり、園庭を開放して、在園児、一時保育の子どもが安心して交流できるよう支援されています。</p>

自己評価・第三者評価の結果 (管理運営編：どうえん向島認定こども園)

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織 (法人または事業所)

(1) 理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念、基本方針が確立され、明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・利用者等に周知されていますか。	A	A	

(2) 計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	D	○
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか。	A	A	

(3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は、自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 組織 (法人または事業所) の運営管理

(1) 経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

(2) 人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて、実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	B	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3) 安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し、対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4) 設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は、利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は、清潔ですか。	A	B	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	利用者と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	B	B	○
----	--------	---	---	---	---

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	B	B	

3 適切な福祉サービスの実施**(1)利用者本位の福祉サービス**

19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	利用者満足の向上	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	A	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決のしくみが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者からの意見等に対して迅速に対応していますか。	A	A	

(2)サービス・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた組織（法人または事業所）的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	C	B	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	A	A	
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	サービス提供記録等の開示を適切に行っていますか。	A	A	

(3)サービスの開始・継続

29	サービス提供の開始①	利用者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、同意を得ていますか。	A	A	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、利用者又は事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	A	A	
32	サービスの継続性への配慮	事業所（施設）の変更や家庭への移行などにあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	B	B	

自己評価・第三者評価の結果 (サービス編：どうえん向島認定こども園)

No.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 事業所運営の基本

(1) サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	A	A	
2	指導助言の実施体制	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	A	A	
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども(保護者等を含む)に関する情報(データを含む)は、適切に取り扱われていますか。	A	A	

2 子どもの発達援助

(1) 発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見直しをもって適切に編成されていますか。	A	B	○
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	A	B	○
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな人との交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	A	A	
8	先入観等を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けないような配慮を行っていますか。	A	A	

(2) 健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	A	A	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	A	A	
12	食育の推進	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	A	B	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	A	A	

(3) 保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	A	A	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	A	A	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	A	B	○

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(4)保育内容

18	社会的なルールや態度の獲得	子どもが、望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	A	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つように働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	

3 子育て支援**(1)保護者等への支援**

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	A	A	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	A	A	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	A	A	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性のある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	A	A	

4 子どもの安全**(1)安全・事故防止**

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	B	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	A	A	
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	A	B	

5 地域との関わり**(1)関係機関および地域との連携**

32	関係機関との連携協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	A	A	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	A	A	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	